

国立大学法人京都大学特定臨床研究監査委員会規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第5条 委員会に関する事務は、関連部局の協力を得て、研究推進部<u>研究推進課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第5条 委員会に関する事務は、関連部局の協力を得て、研究推進部<u>研究倫理・安全推進室</u>において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年9月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p>